

第十三回 内閣・地方行政連合委員会 會議録第一号

三十一

昭和二十七年四月三日(木曜日)午前十一時五十二分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君 理事 鈴木 直人君
理事 山花 秀雄君
小串 清一君 石原幹市郎君
横尾 龍君 楠見 義男君
竹下 豊次君 和田 博雄君
赤松 常子君 上條 愛一君
栗栖 越夫君 三好 始君
大山 郁夫君

地方行政委員

委員長 西郷吉之助君
理事 堀 末治君 理事 中田 吉雄君
理事 岩本 哲夫君
愛知 葵一君 岩澤 忠恭君
石村 幸作君 高橋進太郎君
岡本 愛祐君 館 哲二君
若木 勝藏君 曾根 益君
原 虎一君 林屋龍次郎君
石川 清一君

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君
委員 鈴木 直人君
委員 横尾 龍君
委員 楠見 義男君
委員 竹下 豊次君
委員 赤松 常子君
委員 上條 愛一君

地方行政委員

委員長 西郷吉之助君
委員 岩澤 忠恭君
委員 石村 幸作君
委員 高橋進太郎君
委員 岡本 愛祐君
委員 館 哲二君
委員 原 虎一君

國務大臣

運輸大臣 村上 義一君
國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警務予備隊長 江口見登留君
本部次長 柳澤 米吉君
海上保安庁次長 山崎小五郎君
事務局側 杉田正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君
常任委員会専門員 福永興一郎君
常任委員会専門員 武井 群嗣君

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○河井彌八君委員長席に着く

○委員(河井彌八君) これより内閣委員会、地方行政委員会の連合会を開会いたします。

海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。昨日に引き続きまして質疑を願います。そしてこの際、地方行政委員からの御質疑をお願いいたします。

○西郷吉之助君 私は本法案につきま

して運輸大臣に数点所見を質したいと思

います。昨日御説明がございましたが、

実は地方行政といいたしましては、

過般治安機構の改革の問題で大橋國

務大臣よりかなり詳細な説明を伺つて

おりますので、昨日の御説明では実は

十分納得ができません。そこで

私は運輸大臣にお尋ねいたします。そ

が、海上保安庁に今回の改正で海上警

備隊が置かれる。それはやはりこの法

案にも謳つてある通り「治安の維持の

ため緊急の必要がある場合において」

こういうふうなことを謳つてあるの

でございますが、これは陸上における警

察予備隊と対照的に海上治安維持の確

保のために置かれるものと考えする

が、過般の予算委員会等におきまして

も、警察予備隊におきましては我が國

の治安維持の確保、自衛力の増強とい

う面から、今回の予算に盛つてあると

ころの十一万の増員計画、並びに政府

の説明では二十七年年度内においても更

に状況によつては増員をするというふ

うな説明があつたと思ひます。又自衛

力の漸増計画といふものを発表された

わけでありまして、この海上警備隊

もやはり海上の治安機構の一環であり

ますから、今回のこの改正案に盛つ

てあるところの船舶の増強、人員の増

加、今回のこれはわかりませんが、今後

二十七年年度以降、やはり海上の治安維

持のための自衛力の漸増計画の一環

に、やはり海上警備隊も警察予備隊と

同様入つておる。そういう具体的な計

画を持つておらなければ今回のこの改

正はおかしいと思ひますが、なお且つ

運輸大臣の立場となさつて説明しにく

い点もあろうかと思ひますが、私はそ

の点はあえて申し上げませんけれども、

今回のこの改正は我々から見ますと極

めて徹底的な、最初政府が言つたよう

な意見が非常に崩れまして、單に海上

保安庁の改正案、この中に海上警備隊

が入つておるといふふうな……昨日

の御説明のうちに、海上警備隊は自

治体警察であるところの警視庁の予備

隊に匹敵するものだといふふうな御説

明があつたと思ひますが、どうも私に

はそういう点が納得が行かないのであ

ります。やはりこれは警察予備隊と、

片方は陸上において、こちらは海上の

治安確保の意味でありますから、自治

体警察の警視庁の予備隊に匹敵するも

のではないのではないかと、やはり警察

予備隊と同様に一人々々の個人の海上

警備隊員が活動するのでなく、やは

り船舶の、いわゆる海軍で言へば艦隊

行動をするわけでありまして、やはりこ

ういふ点から行くなれば、やはりこれ

は自治体警察でもなく又国家警察でも

なく、やはり警察予備隊に匹敵しなけ

ればならないと思ひますが、

こういう点も更にやはり運輸大臣は自

治体たる警視庁の予備隊程度のもので

あるというお考えであるのかどうか、

その点も第二点として伺ひますが、そ

ういふ点がもう少しはつきり御説明願

えますれば、こういう点がはつきりす

ると思ひますが、更に今回の海上警

備隊を置くその二十五條の三には、

いろいろ機構がございするが、總監

部なり、地方監部の問題についてはい

づれ運輸省令で今後きめるといふこと

になつておきまして、一切この法案を

審議するときに重要な總監部の内部の

組織等も全然わかつていないというこ

とでは非常にこれは工合が悪いのでは

ないかと思ひますので、實際にきま

つておきますものならば、總監部の内

部の組織、その運輸省令で定まるとい

うことになつておるところの概略を御

説明願ひたいと思ひます。先ずその点

につきまして御所見を質したいと思ひ

ます。

○國務大臣(村上義一君) 只今海上警

備隊は警察予備隊に相当するものでは

ないかといふ意味のお話でありました

が、警察予備隊に匹敵するものとして

は余りに突はげしいのであります。僅

かに人員も六千人程度でありまして、

その船舶も千五百トン級が十ばかり、

それから二百五十トン級が五十ばかり

という程度のものであります。一昨日お

聞きを願ひましたように、現段階にお

きましては全く自治警察の機動隊と

か、或いは予備隊とかいふ程度を出で

ないものであるであります。併し今

お示しの通り、将来どうなるのかとい

うことであります。これについて

は勿論陸上におきましても、現在の警

察予備隊がいつかの日にはかんばんを

塗り変えて力を漸増して行くといふこ

とになると予期しております。将来の

問題を申しますれば、この海上警備隊

だというふうに思いますが、やはり発
足いたしました以上は治安確保の上か
らもう少し擴充する必要は私はあると
思います。そういう点におきまして大
臣としても説明のなされにくい御苦衷
はよくわかりますけれども、そういう
点は今少し要領よく国会を通して、国
民に陸上の警察予備隊はこういう程度
に国民も大体内容を知つております
が、それに匹敵するところの海軍であ
る日本の海上警備の組織がこの程度で
いいのだというのでは、非常にバラ
ンスのとれない治安上の盲点が海上の
随所に現われて来ると私は思います
で、こういう点にも少し大臣の率直
なお話を伺つて、そして陸上の警察
予備隊と同様にもう少し将来性のある
ところの近代裝備を持つた海上の警備
隊であつてほしいと思ひますが、その
点伺いますと大臣は御説明なさるのを
非常に御困難のようですから、その点
はその程度にいたしておきます。

なおもう一点伺つておきますが、警
察予備隊につきましても、今度の海上
警備隊と同じように階級がいろいろあ
つちが上か下かわからんような状態
でありまして、念のため今回の海上警備
隊の海上警備官その他につきましても
も、例えばこれを海軍としたならばど
ういう階級であるかということを知つ
ておきます。

○國務大臣(村上義一君) 前段のお話
に対して一言申述べておきたいと思
ひます。現在の海上保安庁
員の事に処しての悲壯な心がけ或いは
實際苦闘していることについて
非常に御同情を賜りましたことを衷
心私ども感謝する次第であります。今

まで全くみずく不法入者を見つ
けてもこちらの船がスピードが足らな
いためにみずく逃がしてしまふ、或
いは何らの裝備がないために、ただ拳
銃だけを持つてゐるというために接近
できないというようなこともあり、今
お説のような事態も、片員の悲壯な考
えにかかわらずこちらの裝備が足りな
いために切實かつ腕したまま引下つて
いるというようなことについては、誠
に国としても遺憾至極なことでありま
す。又関係者の苦衷誠に残念に思つて
いる次第であります。ただ今の海上保
安庁ではその指導精神を飽くまで人命
尊重、それから正義、人類愛というこ
とを指導のモットーとして、又保安大
隊、部内におきましても、又保安大
隊、保安学校等においてもこのイデオ
ロギーで教育をしてゐるというよう
な次第でございます。これは一に現在
の海上保安庁の使命に鑑みてこの指導
精神で進んでゐるという次第なのであ
ります。併しながら治安の維持とい
うことにつきましては、今申しましたよ
うな正義、人類愛、又一面人命の尊重
ということでは実はもう足りないとい
ふ思ふのであります。併し現在この海
上保安庁の使命としましては、前刻申
しますような指導精神で訓練をし又教
育をしてゐるような次第であります。
この法案を離れて日本の将来とい
うことを考えますれば、もとより西郷先
生のお示しと同じく、私もこういうこ
とではいけない、今後日本の経済力の
許す限度において力を増強して行かな
きゃならんといふことは国民の一人と
して私は固く考えております。ただこ
れは今の段階におきましては日米安全
保障條約に基きまして、現在の又二十

七年度において擴大される海上保安庁
の力で大体において沿岸及び近海の保
安を保つ、その他の広範なる更に大き
い力を以て治安の維持に当らなければ
ならぬ点は、日米安全保障條約に基
いた米国の海軍力に差当りやらなければ
ならん。併しいつまでもこれによつて
いるといふことは日本として望ましく
ないことであることは勿論であります
で、日本の経済力の許す限度において
更に大なる治安の確保を講じて行かな
ければならんと思ふのであります。
また今の海上保安庁としての現段
階における使命につきましても、今回
の法律案の改正程度で、又その措置と
しましては二十七年年度の予算に盛り
込まれたる限度、更に艦艇飛機等を若干
持てば現在課せられてゐる使命を果し得
るのじやないか、こう考へてゐるので
あります。つまり現在の海上保安庁法
の改正法律案に對しての考へ方、又
将来の考へ方、そこに區別を立てん
ければならんと思へる次第であります。

なおその他の内部の点について保安
庁長官からお聞き取りを願ひたいと思
ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 警備官の大
体のランクについての御質問でありま
したが、法律案の別表第二によりまし
て、海上警備監、海上警備補、それ
から一等から三等までの海上警備正、
一等から三等までの海上警備士、一
等から三等までの海上警備士補、それ
から海上警備員長、それから一等から三
等までの海上警備員といふふうに分
れております。これの昔のランクとい
うお話でございますが、大体現在と昔と
觀念が多少違ひますが、ランクの級

別に申しますと三等海上警備士とい
うものから上がいわゆる士官と稱した
ものでございます。一等海上警備士補
から三等海上警備士補までのランクが
大體皆で申します下士官といふもので
ございます。なお海上警備員長以下が大
體皆で申します下士官といふ恰好に當
るものでございます。少し表現の仕方が
昔と違ひますので言ひ現わし方に無理
があると思ひますが、大体そういうふ
うになつております。

○西郷吉之助君 ちよつと今の柳澤長
官のこれは大ざっぱなことでは現
実の問題ではありませんが、一番わか
りやすく海上警備監は少将とか大佐で
あるとか、それに當てはめた場合どう
なりますか、仮に。

○政府委員(柳澤米吉君) 大體今の考
へ方は海上警備監及び海上警備補と
いう点が皆で申します高等官二等以上
ということになるわけでありまして。そ
れから次一等、二等、三等といふの
が、大體これが皆でいいます高等官三
等、四等、五等とそういうふうになつ
ております。

○西郷吉之助君 委員長私はこの程度
で打ち切ります。

○原虎一君 柳澤長官にお伺ひしたい
のですが、この法律改正によりまして
その結果従来の警備救難部の任務と、
それから海上警備隊の任務とがどうい
う關係になつて来るか、その点を御説
明願ひたいのですが。

○政府委員(柳澤米吉君) 現在海上保
安庁の海上保安官のやつております警
備救難部の任務といふものは、常に海
上をパトロールいたしまして、密入国
或いは密出国、或いは密輸出入、密
漁、その他海賊行為並びに海難の救

助、これら諸種の目的に一つ船を持ち
ましていろいろの任務に備へまして海
上をパトロールしてゐる。そしてこ
れによつて海上におけるいろいろの問
題を処理して行くといふ組織になつて
おります。

一面これらのほかに今回設けまする
海上警備隊におきましては、今までの
状況だと例えば台風が起きて相當の船
舶が難破するといふような場合に、今
まではパトロール中の船舶を駆け集め
ましてその方面に持つて行きました。
そしてこれによつて救助に當つてお
つたわけでございます。そして今と
平常パトロールといふものが台風の暴
始末の間は穴があくといふような状態
であります。これらに對しまして今回
の警備隊は、そういう事態のときには
直ちに出勤いたしましてそのほうの救
助に當るといふ役目をする。なお同時
に沖のほうで大きな船の遭難があつた
といふような場合には、今まで我々の
ほうは七百トン級の船ぐらいしか持つ
ておりませんでした、今回千五百
トン級以上の船が、大きな船の海難の
救助といふようなときにもこれが出勤
いたしまして、救助ができるというよ
うな役目を帯びてゐるのであります。
そのほかに先般の十勝沖地震というよ
うな場合にもパトロールに穴をあける
ことなく、これらの警備隊の船舶があ
りますと救助に當れるといふような役
目を持つております。ここに平常の業
務、平常のパトロールを行ふ部門と、
予備的な位置におります常に機動的に
出勤のできる、団体行動のとれるもの
を置くといふところに差があるわけで
あります。

○原虎一君 そうすると條文を直され

るのに、海上における治安を維持する
という点に非常に力が入れたられた條文
に直るのしようが、治安のほうの問
題でなしに遭難救助とか保安のほうの
問題は別に條文を直す必要はないの
ですか。治安のほうが主になつてい
ると思ひますが、警備隊は治安に當
るのではないが、遭難救助も治安の一
つか知れませんが、どうも今のあなた
の御説明は保安のほうが主である。そ
の点は一体治安が任務なのか保安が任
務なのか、その点をもつと明確に御説
明願ひたい。

○政府委員(柳澤米吉君) 大体海上保
安庁の任務としては先ほど申しま
した各種の任務がござります。このう
ち治安という部門にも海賊的行為その
他のもの取締というふうな、或いは
不法入国というふうなものもござい
ますがこれらのものが相当に多く入
つて来るという場合に勿論警備隊が
出ましてこれが抑制に當るといふよう
な仕事もいたすわけであります。従い
まして先ほど申しました例のうちから漏
れませんでしたけれども、同時に不
法入国或いは密貿易或いは海賊的行
為というふうなものが相当に集团的に
行われる、これには勿論任務として出
動してこれが抑制に當るといふことを
考へております。

○原虎一君 この改正法の二十五條の
二ですが、海上保安庁に、海上警備隊
を置く。海上警備隊は、海上における人
命若しくは、財産の保護又は治安の維
持のため緊急の必要がある場合にお
いて、海上で必要な行動をするための機
関とする。ちゃんと定義が出てい
るわけでありまして、そうしますとこれは
どうも生命財産のほうも勿論やるが、

今度の法案改正に新らしく加える問題
は治安の維持である、治安の維持とい
う問題についてお聞きしているの
です。今の御説明では密貿易が集团的に
行われる、治安を非常に害するとい
うふうなことは考えられない。逆にお伺
いしたいのは最近では捕船が多くなつ
ていふことは事実である。ところが生
命、財産のほうも非常に保安の強化が
必要である。私も前から考えれば海上
治安を維持するために六千人からの海
上警備隊の増員をしなければならん
という理由がございふところにあるか
とであります。それからその任務が保
安と治安維持即ち海上警備隊の任
務と、それから警備隊本部の任務とが
どういう關係を持ち、どれだけの相連
があるのか、この点を機體的にも御説
明願ひたい。

○政府委員(柳澤米吉君) 先ほどから
御説明申し上げておりましたのですが、
お話を通り海上保安庁の任務という
ものが人命の保護及び財産の保護とい
ふことと治安面というものを同時にや
つてゐるわけでありまして、お話を通
じているわけでありまして、これは海上
保安の部門と治安の部門の両方をや
つてゐるわけでありまして、これは海上
におきます船舶というものが各別の任
務で船舶を所有するといふことは非常
な不経済になる。昨日も申し上げた
思ひますが、密出入国は密出入国で持
ち、密貿易は密貿易で持ち、密漁は密
漁で持ち、海難は海難で持つといふよ
うな制度では非常に船舶の数を多く要
するのと同時に、いづれも弱体化する
という意味を以ちまして、海上保安庁
と治安と両方の任務を持つてゐるわけ
であります。従ひまして海上保安庁の
船舶というものが治安、保安いづれの

部門につきましても任務を一つにきめ
て持つてゐるわけでありまして、そこ
で任務の上は海上保安官のほうも警備
官のほうも目的の任務は同じでござ
います。但し違ひますところは一方は常
にパトロールをしてゐる、海上で非常
の義務を常にこなしてゐるというところ
であります。一面は警備官のほうは
どちらかと申しますと、先ほど来申上
げました通りに大体パトロールをはず
して持つて行くことのできない、いわ
ゆる非常の場合に出て来るという恰好
に相成る。従ひましてこの警備隊のほ
うも保安、治安、両方の任務に出て行
くようになつてゐるわけでありまして、

例へば先ほど申し上げましたところの
大きな災害或いは台風による被害或
いは大きな難破がある、こういうよう
な場合には勿論出て行きますと同時に
、各所におきまして海上の治安を乱
すようなことが起きましたときに当
然出て行くものでござります。こうい
う意味におきまして両者の間は非常
の場合に出て行くのであつて、恰も陸上
におきまして各交番にも巡査がいて
同じように、そのほかに予備的の警備
を持つてゐるというのと相似た恰好
のものでございまして、ただ違ひます
ところは保安と治安と両方の任務を持
つてゐるという点が違つておるのであ
ります。

○原虎一君 そこで伺ひたい点
は、警備隊の下に海上警備隊を置かれ
るのではありませんか、今までの警備救
難隊と警備隊とは長官の下に同等の資
格と権利権限を有してゐる部門にな
るのであるか、警備救難隊の下に警備
隊が置かれるのであるか、その点をお伺
ひしたい。

○政府委員(柳澤米吉君) この点につ
きましては警備救難隊というものは次
長と同じように長官の下にありまして
調整を行つて役目を持つてゐるもので
長官の補佐役でございまして、警備隊と申
しますものは長官に直屬いたしまして
おのずから命令権を持つておりまし
て、警備隊全般に対して指揮命令がで
きる立場にござります。

○原虎一君 そういたしますと先ほど
私が伺ひましたように、海上警備隊の
任務というものが治安に重点が置かれ
る、この御説明によると今までの警備
救難隊いわゆる海上の警備救難隊がパ
トロールして、それでいふ／＼な海賊
が出る、或いは密貿易を見付けたとい
ふようなときに手が足りない場合に警
備隊を動かすといふ今の御説明ですけ
れども、そうするとこれは機體上から
見れば全然警備隊というものは別な
ものであるか、警備救難隊の命令、指示
によつて直ちに動くものでなくして、
警備上独立して必要がないと思ふか警
備救難隊の意見に一致しない場合に
おいて長官が決定しなければなら
ない、こういうこともあり得る組織、機
構なんですか。その点をお伺ひしたい
と思ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 警備救難
隊は大体船舶、航空機全般に亘る調整を
やる役目でございます。調整をや
りまして長官を補佐する役目でありま
す。従ひまして長官の下にはなお警備救
難隊と申しますものが中央にござ
います。一面お話をしように事態が起
きて警備隊の船舶を出すというふうな場合
には警備救難隊が全般の船の状況を
知つておりますから、その判断によつ
て長官にこれを出したらどうかとい

ことになりまして、長官から警備隊の
ほうに警備隊の首脳にこれを命令して
やらせる、こういう恰好に相成るわけ
であります。

○原虎一君 そこで伺ひたいので
ございまして、これが実現いたしま
すと、只今昨年あたりから非常に日本
海面における捕船が増加してござ
います。この警備隊というものができ
れば、そういうものをどの程度防げる
のか、具体的に御説明を……。むずかしい問
題でございましてけれども、折角多額な
国費を使つて而もアメリカが好意的に
船を貸してくれてここに警備隊がで
る。今海上における捕船に対してこ
れをどの程度防ぎ得るかという技術
的にもお考えがあるはずでござい
ます。その点を御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 東シナ海
その他におきまして捕船の問題は非常
に深刻な問題でございまして、我々も
これに対しては非常に頭を悩まして
ゐるわけでありまして、この捕船に対
する／＼の監視或いは防禦の仕方と
いふものにつきましては我々としても
十分考へておりましたが、この法案が
通りまして講和條約が発効いたしま
すれば、日本船舶が海上におきま
しる／＼人命及び財産というものを脅
かされるという場合にはこれを何とか
して保護しなくてはならないと存じて
おります。そういう場合が起きました
ときには、勿論主たる任務は海上警備
隊及び今までの警備救難隊の船舶とい
うものが、常にパトロールし或いは必
要な場合には出るという恰好をとるこ
とと思ひます。その具体的方法は如
何というお話でございまして、大体御
承知の通りに日本の船舶が漁に出ます

のは魚群を追つて出るということが原則であらうと思ひます。この魚群の位置というものが大休月別によつてきまつておるのじやないかというふうに考へます。従ひましてその魚群を追つて出る船舶の出る位置というものが或る程度想定ができるものと我々考へております。従ひましてこういふ地点二、三ヶ所に対して、或る程度常に警戒し又は危険の場合には或る程度これを警備隊を以て増強するという考へ方で保護をしたい、かように具体的には考へておるわけでございます。

以前におきましては、現在におきましては海上保安庁の船舶はその行動範囲が百哩に限りております。従ひまして緊急の難船その他があつた場合にのみ出動ができるという恰好になつておつたのであります。そこで我々のほうの船舶は一切百哩以上に警備に出ることはできなかつた。この制限は講和條約発効と同時に撤廃されるのじやないか。そうすればこれらの日本の財産及び人命を保護するために公海を警備することはできる、かように考へております。

○原虎一君 私のお伺ひしたい点は、今のこの警備隊の持つ船では足りないから捕船が殖えてゐるというところが大きな原因になつておると思ひます。そればかりじやありませんが、占領下にあるということも幾分影響してゐると思ひますが、併しこの今の御説明によりまして、独立後においてこの海上警備隊が非常に日本海面における捕船が殖えておるのに対して、だ捕される船に対して事前に警備しなければならぬ。ですから具体的に申し上げますれば、この警備隊が持つところの船は、いわゆるマツカーサー・ラインがありまして李承晩ラインがあります。その李承晩ラインがどう解決されて、その日本海上警備隊がそこを常に警備し得るのかどうか、そういうことに使ひ得るのかどうか、その点をお伺ひしたいのです。

○政府委員(柳澤米吉君) 講和條約が發効いたしまして以後におきましては、我々の船舶は日本の船舶及び財産、人命というものを公海において保護できるというふうに考へております。大体のお話の通り、講和條約發効

口から言えないならばほかの責任者、大臣からお聞きするほかはない。これはあなたにお聞きするのが無理だとすれば大臣にお聞きするというよりほかはないと思ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 整備ができ講和條約が發効すれば直ぐにも出て行けると思ひます。

○原虎一君 そういふ場合において、先ほどの御説明によれば、この千五百トンの船が二十艘、二百五十トンの船が約五十艘、アメリカから無償で借入れられるということをお聞ひしておりますが、この船がどこにどの港に配属してそしてどれだけの整備を持つか。ただ走れるだけの船で何ら整備を持たない、この整備は日本でするのであるか、或いは整備も附いたものを借受けるのであります。お聞ひしたい点は大体船の数と、トン数はわかつておりますからこれに必要な整備、それからこれをどこに港に配属せしめるか、そういう点をお聞ひしたいと思ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 借ります船舶をどこへ置かうかという第一の点でございまして、現在の方針といたしましては昨日申し上げましたと思ひますが、商港或いは漁港というものの、或いはそういう施設を余り邪魔しないようにというところが第一点であります。

○政府委員(柳澤米吉君) 我々のほうの約十隻くらいはそういうものがないと困るということでアメリカ側と折衝をしてゐるわけですが。なお御承知の通り、我々が今までの経験で行きましては相當の速力の船舶で逃げるというものが相當ある。これらに対して信号によりまして停船を命じましてはなかなか停船しないのであります。これを何とかして停船させる方法といたしましては、号砲程度のものは是非必要だからそういうものを付けたものがほしいというふうな要求をしてゐるわけでありまして、その要求にマツチするように向う側で大体そういうことができないではないかという情報が出来ております。従ひまして、こちらの要求によりまして向うが付けてよこすという恰好に相成ると思ひます。

いても、技術的には十八ノットの船で追つかけて行つてなお信号してもとまらなかつたらうつというのですが、そういう場合において距離が必要なんです。三インチ砲で射たら有効距離はどのくらいということはおわかりになつていいます。

○政府委員(柳澤米吉君) 実物がまだ来ておりませんのでつきり申し上げられませんが、大体二キロくらいは行くんじゃないかというふうに思っています。

○原虎一君 そこで運輸大臣にお伺いしたいのでありますが、先ほど大橋國務大臣見えておりましたのですが、又おられなくなつたのですが、運輸省がこれだけの装備を持つた船をお持ちになつて、海上治安のために運輸省が当られる。これは非常に問題ではないかと思つて、先ほどから西郷委員が随分御質問になつておつたようでありまして、私もその点は同様に疑問なものです。第一は、運輸省がかくのごとき装備を持つた船を相当数持つて、そして六千人からの海上警備員を増員して海上の治安に当られる治安に当るゆえんは、今後いかに治安を今日以上に乱される心配もあればこそ増強をされる。従つて行政協定のある間においてはこの程度でよろしいのです。然らばただこれは海上関係ばかりとは申されませんが、陸上の関係におきましては行政協定を取りやめるといふ状態になるまでにはこれではおさまらんからして、そういう点についての整備、国内治安の維持という問題については、一運輸大臣のみの考えで私はきまつては行かないと思ふ、これはやはりその国内治安を担当する大橋國務大臣並びに内閣におきま

しては総理大臣が全体の国内治安の維持を考えた上において、この海上の面における治安を一應関係の海上保安庁に持たせようということになつたと思ふ。それは当然そう考えられなければならぬものでありまして、それを海上保安庁だけの問題として、海上保安庁法を改正する範囲だけの責任において答弁されるということとは、これは幾ら私は今日の日本の社会状態が苦しい立場にあるといひながら無責任だと思ふ。総合的な国内治安の一環としてなされるものを、ただ内閣委員会において法の改正審議をするからその範囲で納得してくれということとは余りにも無責任ではなからうか。従ひまして運輸大臣としては、私は新聞に見受ける範囲でありまして、すでにそういう御意見を漏らされては、海上保安庁の任務を持つものは、海上保安庁として自衛目的、海上の治安を維持する目的を持つものは目的を明確にして、その警備員を募集しなければ魂の入つたものにならないといふことを運輸大臣がどこかでお話になつておられることを新聞が報道している。このことを私共として

題ではないと私は思ふ。この点について運輸大臣はすでに先ほど御説明があらしました。従ひまして私は治安、保安関係に責任を有する大橋國務大臣の御出席を願つて御説明を煩わしたい。こう思ふのです。委員長然るべくお取計らい願ひます。

○國務大臣(村上義一君) 只今原先生が大橋國務大臣の出席を求めて、その意見を徴すべきだといふお話でありまして、多分見ええした後はお話あることと存じますが、今私はその以外について申述べたいと思ふのです。現在海上保安庁は運輸省の外局として存在しておりますが、併し海上保安庁長官は運輸大臣の命令で動いておられるものではないのであります。漁業の取締り又は警備の取締り、又日本漁業に関する保護といふ問題については農林大臣の命令を受けておられるのであります。密入国取締については外務大臣の命令を受けております。又密貿易については大蔵大臣の命令を受けております。一般司法警察につきましても法務省の命令を受けておられる。ただ航路安全業務又救難事業といつたような事務と切り離し得ない、前刻長官がお答え申し上げましたようにこれらの仕事はみなひとしい設備の船を以てやらなければならぬといふ関係で、経済的にこれを一括してということが主なる理由であります。であります。で米國等におきましても御承知でありまして、六十年の長い歴史を以て漸く十年ほど前にコースト・ガードシステムが成立いたしましたのであります。米國のごときです。國家経済といふ見地からコースト・ガードとしてこれを一本に処理して行くと

いうことに相成つてゐる。現在米國ではコースト・ガードは大蔵省の所管になつております。併しフーパー行政機構委員会におきましてはその結論を出して、これはやはり交通省に所管を移すことが至当だといふアドバイスをしてゐるのであります。これはまあ別といたしまして、とにかく米國の六十年に及ぶ長年の所屬についての、又合従連衡をいろいろ経て来まして歴史に鑑みましても、只今申しましたごとくその所管大臣というものが非常に多数になつておるといふ点から鑑みましても御了解願ふと思ふのであります。それで現在のそういうコースト・ガードという精神の下において今この法律案の改正をお願いいたしてゐるのであります。私は前刻法律案の改正案を離れて申しましたのは、一國民として将来どう進むべきかといふことを私は申し上げたつもりであつたのであります。今お示しように日本の自衛力を如何に今後すべきか、又行政協定が取りやめられたときにどういふ小さい治安といふことでは意味をなさない。もつと大きい意味で治安といふことを考へて行かんならん。要するに自衛といふ問題だと拜察いたしますが、これにつきましてもは誠にお説の通りであります。これは更に別箇の法律案を具して国会の御審査を願ひ、そうしてこの性質を変えて行くといふことにすべきだと私は思つております。ただその時期が日本の経済力が許さんから今日米行政協定に基いてただ單なるコースト・ガードの目的だけを果す強化を今二十七年度において進めたい、こういうことではあります。このままで進むといふことは許さるべきではないと私として

も考へております。前刻も申しました通り海上保安庁は人命の尊重又は正義、人道といふ見地ではこれは進んでおるのであります。自衛といふ観点から進みますと、この指導精神は全然違ひかねなくちやならんと思つておるのであります。こういう自衛という範疇に属する行動をとる場合には海上保安庁でやるべきではない、自然運輸省の所管でやるべきでない、私はそう考へております。

○原虎一君 折角この御意見を附せられて御答弁があらした、そうなりましてこの海上保安庁としては今回増設されます海上警備隊といふもので大体やつて行く、それ以上の自衛の問題になればこれとは別個に行つていくことが、要するに御意見でなしに閣議、政府の方針であると承つてよろしいのでございましょうか。その点がちよつと私は今まで新聞知識でありましたが、やはり大橋國務大臣の構想としては、この海上警備隊は自衛の一部門、一部隊である、こういう御説明でありまして、日本全体の自衛力の一コマとして考へるやうに承つておる。新聞によつて見ましても海上保安庁でない、別な日本に総理大臣の下に保安庁を置く構想が曾て新聞に発表になりましたのは三月四日でありました。その時分にやはり大橋構想といふものは海上警備隊といふものがその中にちやんと入つておるのであります。今運輸大臣の御説明で行けばそれはこれからの行政問題であつて、これはやはり海上保安庁として海上保安のためにこれだけの警備隊は要するのだ、こういうふうな解釈してよろしいのでございましょうか。この点をちよつと御説明願ひたい。

○原虎一君 折角この御意見を附せられて御答弁があらした、そうなりましてこの海上保安庁としては今回増設されます海上警備隊といふもので大体やつて行く、それ以上の自衛の問題になればこれとは別個に行つていくことが、要するに御意見でなしに閣議、政府の方針であると承つてよろしいのでございましょうか。その点がちよつと私は今まで新聞知識でありましたが、やはり大橋國務大臣の構想としては、この海上警備隊は自衛の一部門、一部隊である、こういう御説明でありまして、日本全体の自衛力の一コマとして考へるやうに承つておる。新聞によつて見ましても海上保安庁でない、別な日本に総理大臣の下に保安庁を置く構想が曾て新聞に発表になりましたのは三月四日でありました。その時分にやはり大橋構想といふものは海上警備隊といふものがその中にちやんと入つておるのであります。今運輸大臣の御説明で行けばそれはこれからの行政問題であつて、これはやはり海上保安庁として海上保安のためにこれだけの警備隊は要するのだ、こういうふうな解釈してよろしいのでございましょうか。この点をちよつと御説明願ひたい。

○國務大臣(村上義一君) 一昨日も申述べましたのですが、海上保安庁として現在の海上保安庁法、又今回御改正をお願いしております海上保安庁法の精神から申しまして、この今回の機動的性質を持つた力ができずれば、あとはヘリコプター若しくは軽飛行機が十機ぐらいあればその任務は先ず完全にも果し得るのではないか、こう考えておるのであります。実は今内閣として云々というお話でありました。大橋國務大臣がどういう場合にお話になつておりますか存じませんが、内閣としても将来の問題についてはいろいろ意見の交換も今日までにあつたことは事実であります。今海上保安庁法のこの精神に基いてその使命を果して行くという上におきましては、この段階で大体使命を完全に果し得るのじやないかというのを期待いたしております。併し他日、今お示しのようないわゆる自衛という見地から申しますれば、これは又全然部隊が大きくなつて来ると思ひます。その場合にこの海上保安庁の現在の力を利用する方法もあると思ひますのでありまして、そのときになつてこの海上保安庁の現在の力が自衛の一コマになるかどうかというところは今後の問題だと思ひるのであります。現在米國は御承知の通りあれだけ大きい海軍力を持つております。がコースト・ガードは全然別に取扱つております。勿論一旦緩急あつて戦時状態になつたときには海軍司令官の命に服従するというにはなつておる。米國でも戦時状態になつたときはコースト・ガードは戦力の一部分なんだ、自衛力の一部分なんだということ

はそれで言ひ得ると思ひるのであります。す。お示しのように自衛という力を日本が将来持つて行かなければならぬ、これは私も同意であります。そのときに今法律案を改正願ひまして、海上警備隊というものを作つて、それが他日その一コマになり得るじやないか、又そうすることがいいということに相成りますれば、それはそういう法制を作つて御審議願つてその一コマになつて行くということになるだろう、米國は平時におきましては全然別になつておりますから、そこは今後将来の問題だと思ひるのであります。

○原虎一君 これはやはり大橋國務大臣がお見えにならなければ私には了解がつかないと思ひますので重ねてお聞きすることは如何かと思ひますが、先ほど申しますように、やはり現政府が海上保安庁ではなく、先ほど申しますように自衛のための保安庁というものを考へて、これが三段階に互つて報道されているのであります。最初のときの報道は三月の四日頃でありました。それが少し難航したという報道が三月の十七日でありました。それから参議院の予算委員会でも吉田総理大臣がその席で、この部屋で自衛は戦力にあらずという御答弁をなさつて問題になつてからずつと交つて来て、そうして三月の終りの報道、新聞記事によりなれば、非常にこの保安庁というようなものについて慎重に政府当局は考へてゐる。いづれ秋になれば憲法の改正を取上げ、軍備、自衛力というものを表に出して来るであらう、それまでは伏せるのではなからうかという、これは新聞の或る程度の想像の加つた記事であります。そういうものを我々が

見、又治安関係の問題を審議いたしま

す。お示しのように自衛という力を日本が将来持つて行かなければならぬ、これは私も同意であります。そのときに今法律案を改正願ひまして、海上警備隊というものを作つて、それが他日その一コマになり得るじやないか、又そうすることがいいということに相成りますれば、それはそういう法制を作つて御審議願つてその一コマになつて行くということになるだろう、米國は平時におきましては全然別になつておりますから、そこは今後将来の問題だと思ひるのであります。

○原虎一君 これはやはり大橋國務大臣がお見えにならなければ私には了解がつかないと思ひますので重ねてお聞きすることは如何かと思ひますが、先ほど申しますように、やはり現政府が海上保安庁ではなく、先ほど申しますように自衛のための保安庁というものを考へて、これが三段階に互つて報道されているのであります。最初のときの報道は三月の四日頃でありました。それが少し難航したという報道が三月の十七日でありました。それから参議院の予算委員会でも吉田総理大臣がその席で、この部屋で自衛は戦力にあらずという御答弁をなさつて問題になつてからずつと交つて来て、そうして三月の終りの報道、新聞記事によりなれば、非常にこの保安庁というようなものについて慎重に政府当局は考へてゐる。いづれ秋になれば憲法の改正を取上げ、軍備、自衛力というものを表に出して来るであらう、それまでは伏せるのではなからうかという、これは新聞の或る程度の想像の加つた記事であります。そういうものを我々が

す。お示しのように自衛という力を日本が将来持つて行かなければならぬ、これは私も同意であります。そのときに今法律案を改正願ひまして、海上警備隊というものを作つて、それが他日その一コマになり得るじやないか、又そうすることがいいということに相成りますれば、それはそういう法制を作つて御審議願つてその一コマになつて行くということになるだろう、米國は平時におきましては全然別になつておりますから、そこは今後将来の問題だと思ひるのであります。

○原虎一君 これはやはり大橋國務大臣がお見えにならなければ私には了解がつかないと思ひますので重ねてお聞きすることは如何かと思ひますが、先ほど申しますように、やはり現政府が海上保安庁ではなく、先ほど申しますように自衛のための保安庁というものを考へて、これが三段階に互つて報道されているのであります。最初のときの報道は三月の四日頃でありました。それが少し難航したという報道が三月の十七日でありました。それから参議院の予算委員会でも吉田総理大臣がその席で、この部屋で自衛は戦力にあらずという御答弁をなさつて問題になつてからずつと交つて来て、そうして三月の終りの報道、新聞記事によりなれば、非常にこの保安庁というようなものについて慎重に政府当局は考へてゐる。いづれ秋になれば憲法の改正を取上げ、軍備、自衛力というものを表に出して来るであらう、それまでは伏せるのではなからうかという、これは新聞の或る程度の想像の加つた記事であります。そういうものを我々が

見、又治安関係の問題を審議いたしま

す。お示しのように自衛という力を日本が将来持つて行かなければならぬ、これは私も同意であります。そのときに今法律案を改正願ひまして、海上警備隊というものを作つて、それが他日その一コマになり得るじやないか、又そうすることがいいということに相成りますれば、それはそういう法制を作つて御審議願つてその一コマになつて行くということになるだろう、米國は平時におきましては全然別になつておりますから、そこは今後将来の問題だと思ひるのであります。

○原虎一君 これはやはり大橋國務大臣がお見えにならなければ私には了解がつかないと思ひますので重ねてお聞きすることは如何かと思ひますが、先ほど申しますように、やはり現政府が海上保安庁ではなく、先ほど申しますように自衛のための保安庁というものを考へて、これが三段階に互つて報道されているのであります。最初のときの報道は三月の四日頃でありました。それが少し難航したという報道が三月の十七日でありました。それから参議院の予算委員会でも吉田総理大臣がその席で、この部屋で自衛は戦力にあらずという御答弁をなさつて問題になつてからずつと交つて来て、そうして三月の終りの報道、新聞記事によりなれば、非常にこの保安庁というようなものについて慎重に政府当局は考へてゐる。いづれ秋になれば憲法の改正を取上げ、軍備、自衛力というものを表に出して来るであらう、それまでは伏せるのではなからうかという、これは新聞の或る程度の想像の加つた記事であります。そういうものを我々が

見、又治安関係の問題を審議いたしま

○委員(河井彌八君) 実は只今岡本君の御発言の通りにお話しようと思ひましたのであります。本日はこの程度で散会いたそうと思ひます。なお明日時刻をちよつときめかねますが連合委員会を開会いたしまして、この問題を続行いたしたいと思ひます。

午後零時二十三分散会

○岡本愛祐君 議事進行。私も質問を続けたいのでありますがもう十二時過ぎました。又原君から大橋國務大臣

の出席を要求しておられますが参られ

ませんので、もう一回連合委員会を持

つことにお願いいたします。今日はこのくらいで散会をお願いしたい。

昭和二十七年四月十日印刷

昭和二十七年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁